

会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 軽減判定所得の改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和２年３月３１日に公布、４月１日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する。

- 低所得者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の応益割（均等割・平等割）の５割、２割軽減に係る軽減判定所得の基準を引き上げる。（※７割軽減は変更なし）

(1) ５割軽減判定所得基準

現 行 ⇒ 基準額 ３３万円＋２８．０万円×世帯の被保険者数
改正案 ⇒ 基準額 ３３万円＋２８．５万円×世帯の被保険者数

(2) ２割軽減判定所得基準

現 行 ⇒ 基準額 ３３万円＋５１．０万円×世帯の被保険者数
改正案 ⇒ 基準額 ３３万円＋５２．０万円×世帯の被保険者数

◆ 応益割５割、２割軽減拡大に伴う影響

軽減割合	現 行	改 正 後	増 減
２ 割	1,982 世帯	1,997 世帯	+15 世帯 (軽減なし⇒２割軽減 +64 世帯) (２割軽減⇒５割軽減 -49 世帯)
	33,669,740 円	33,963,840 円	+294,100 円
５ 割	2,868 世帯	2,917 世帯	(２割軽減⇒５割軽減) +49 世帯
	116,551,700 円	118,701,250 円	+2,149,550 円
７ 割	5,402 世帯	5,402 世帯	—
	263,269,510 円	263,269,510 円	—
合 計	10,252 世帯 (軽減世帯率 61.47%)	10,316 世帯 (軽減世帯率 61.55%)	+64 世帯 (0.08 ポイント増)
	413,490,950 円	415,934,600 円	+2,443,650 円

○ 軽減拡大世帯数 新規２割⇒64世帯 ＋ 新規５割⇒49世帯 ＝ 113世帯

※ 令和２年１月末時点の国保加入世帯による推計値。

※ 軽減世帯率＝軽減対象世帯数÷国保加入世帯数（令和２年１月末時点 16,759 世帯）

※ 軽減分については、保険基盤安定制度により全額を一般会計から繰り入れる。繰入分については、４分の３に相当する額を県が負担し、残り４分の１については交付税措置される。

(3) 施行期日等

公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

(4) 適用区分

改正後の条例規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 31 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2. 長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の改正（国民健康保険税条例附則第4項及び第5項の改正）

低未利用土地の適切な利用等を促進するため、租税特別措置法において低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されことに伴い、国民健康保険税条例の附則を改正する。

-
- 低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得額から100万円を控除することができる。
ただし、長期譲渡所得額が100万円に満たない場合は当該長期譲渡所得額とする。
-

(1) 適用要件（すべて満たすこと）

- ・ 親族及び一定の特別の関係がある者に対する譲渡でないこと。
- ・ 建物等を含めた譲渡対価額が500万円以下であること。
- ・ 譲渡する年の1月1日時点で、所有期間が5年を超えていること。
- ・ 当該低未利用土地が都市計画区域内に所在すること。
- ・ 低未利用土地であること及び譲渡後の低未利用土地の利用について市長の確認が行われていること。

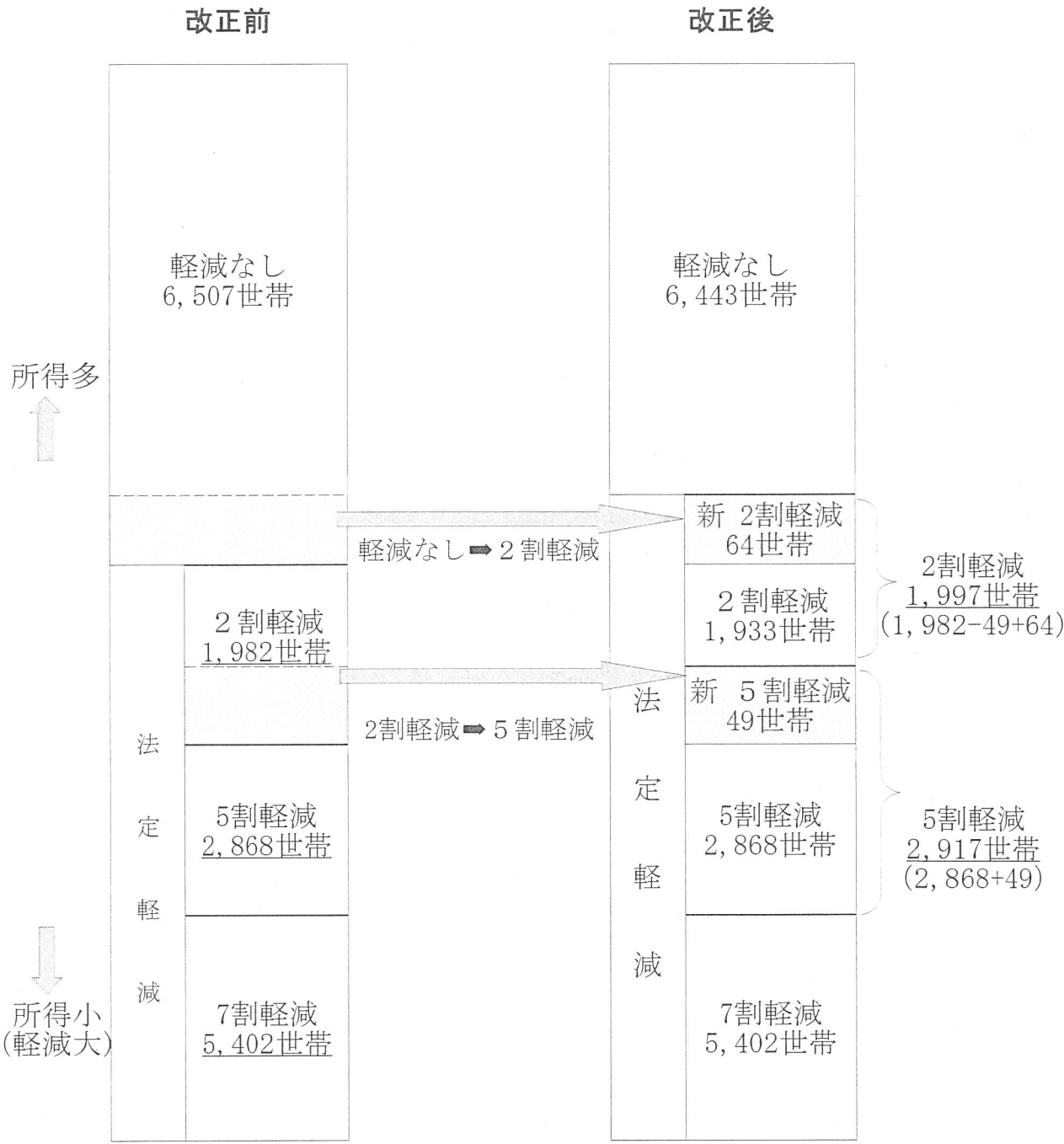
(2) 適用時期

令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間の譲渡について適用する。

(3) 施行期日

令和3年1月1日から施行する。

軽減判定所得拡大イメージ図



国保加入世帯数 16,759世帯 ※令和2年1月末時点

会津若松市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条第1項 (略)	第2条第1項 (略)
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63万円</u> を超える場合には、基礎課税額は <u>63万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61万円</u> を超える場合には、基礎課税額は <u>61万円</u> とする。
第3項 (略)	第3項 (略)
4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は <u>17万円</u> とする。	4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は <u>16万円</u> とする。
第3条～第10条の9 (略)	第3条～第10条の9 (略)
(税額の減額)	(税額の減額)
第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>63万円</u> を超える場合には、 <u>63万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た	第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>61万円</u> を超える場合には、 <u>61万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た

改正案	現行
額が <u>17 万円</u> を超える場合には、 <u>17 万円</u> の合算額とする。	額が <u>16 万円</u> を超える場合には、 <u>16 万円</u> の合算額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>28 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>28 万円</u> _____ を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア～カ (略)	ア～カ (略)
(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>52 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）	(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>51 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）
ア～カ (略)	ア～カ (略)
第 12 条～第 22 条 (略)	第 12 条～第 22 条 (略)
附 則	附 則
第 1 号～第 3 号 (略)	第 1 号～第 3 号 (略)
(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 11 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）	4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 11 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）

改正案	現行
1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項</u>又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 11 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 (短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項</u>又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と、「第 31 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。 附 則 (施行期日等) 1 この条例は、<u>公布の日から施行する。ただし、附則第 4 項及び第 5 項の改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</u> 2 この条例 (附則第 4 項及び第 5 項の改正規	1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項_____ _____又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 11 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 (短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 35 条の 2 第 1 項_____ 又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と、「第 31 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
定を除く。次項において同じ。)による改正後の会津若松市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。 （適用区分） 3 改正後の条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	

会津若松市国民健康保険条例の一部改正について

１．改正の趣旨

国において、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、休みやすい環境を整備し、新型コロナウイルスの更なる感染拡大をできる限り防止するため、保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、支給に要した費用について財政支援を行うとしたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等に対し傷病手当金を給付することができるよう、会津若松市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

２．改正の内容

１）支給対象期間

会津若松市国民健康保険の被保険者等が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、労務に服することができなくなった場合、当該被保険者の世帯主に対し、労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について傷病手当金を支給する。

２）支給額

直近の継続した３月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 療養のために休んだ日数

３）適用期間

令和２年１月１日から規則で定める日までの間で、療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長１年６月まで）

３．施行期日等

公布の日から施行する。

傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間にある場合について適用する。

４．財源負担

国が全額、財政支援の予定

【参 考】

傷病手当金とは

一般的に被保険者が病気又はケガのため労務に服することができなくなった場合、その期間一定額の金額を支給する制度であり、これにより生活を保障し、労働力の早期回復を図ろうとする制度

被用者保険においては、一般的な制度であるが、国民健康保険においては、任意給付（条例等に定めるところにより給付が可能）とされており、保険財政上余裕がある場合に行うことができるとされている。

国保の被保険者は、主として自営業者とその家族であることから、被用者とはことなり、疾病に伴う収入減少の形態が多様に分かれ、労務不能の観念が不明確など、理論的にも技術的にもこの給付を行うことに困難があると解されている。

※平成 27 年 4 月 1 日時点において、傷病手当金を支給している市町村はない。

《参考法令》

給与等（所得税法第 28 条第 1 項）

（給与所得）

第二十八条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

賞与（健康保険法第 3 条第 6 項）

（定義）

第三条

6 この法律において「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

会津若松市国民健康保険条例（昭和 34 年会津若松市条例第 13 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第 1 条～第 14 条 （略） 附 則 第 1 項～第 5 項 （略） <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u> <u>6 市は、第 4 章に定めるもののほか、次項から附則第 10 項までに定めるところにより、傷病手当金を支給する。</u> <u>7 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下この項から附則第 10 項までにおいて同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u> <u>8 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるとき</u>	第 1 条～第 14 条 （略） 附 則 第 1 項～第 5 項 （略）

は、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する額 (その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。) の 3 分の 2 に相当する金額 (その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。) を超えるときは、その金額とする。

9 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

10 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第 8 項の規定により算出される金額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の会津若松市国民健康保険条例附則第 6 項から第 10 項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間にある場合について適用する。

報告案件に対する意見・質問

報告案件(1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について (軽減判定所得の改正・長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の改正)

委員名	意見・質問	回答
中澤会長	判定所得基準の引き上げ額の算出根拠を示してほしい。資料があれば配布をお願いしたい。	地方税法施行令の一部を改正する政令に基づき引き上げをしております。引き上げ額につきましては、これまでの引き上げ額等を踏まえ決定されたものと思われれます。
江川委員	軽減判定所得の改正について、市民の方に分かり易く周知するため、国保年金課で発行している小冊子「国保と暮らそう」の中に軽減判定所得表を掲載してほしい。	小冊子「国保と暮らそう」につきましては、既製品を購入しておりますので、対応可能かどうか今後検討してまいります。

報告案件(2) 会津若松市国民健康保険条例の一部改正について (傷病手当金の支給について)

委員名	意見・質問	回答
大塚委員	資料中、平成27年4月1日時点において、傷病手当金を支給している市町村はないとあるが、その後現在までの推移はどうか。 国保の被保険者を護るための会津若松市独自の対策であれば、一層のエールを送りたい。	今般の傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症に限って支給するものであり、他の疾病等により傷病手当金を支給している市町村国保はありません。(なお県内においては、すべての市町村国保において、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金が支給できるよう条例改正を予定しており、県(国)全体で感染拡大防止を図るための対策と考えております)
中澤会長	対象者が申請をしてから、実際に支給を受けるまでにどれくらいの期間がかかる見込みか。緊急性の高い世帯もあると思われるので。	申請書の内容に疑義や不備等がなければ、申請から支給まで最短で2週間を見込んでいます。(なお、5月20日時点において、傷病手当金の支給申請はございません)
江川委員	シルバー会員も対象になるのか。(シルバー人材センターから報酬をもらっている方は、傷病手当金支給の対象となるのか)	シルバー人材センターからの報酬は、所得税法上、雑所得(分配金)と分類されることから、傷病手当金支給の対象とされる給与にはあたらないため、該当しません。